

第1編 総論

第1章 町の責務、町国民保護計画の趣旨、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、町の責務を明らかにするとともに、町国民保護計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務並びに町の実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び山形県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、白鷹町の国民の保護に関する計画（以下『町国民保護計画』という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急処理事態における緊急対処保護措置（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する。

(2) 町が実施する国民保護措置

町長は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、町国民保護計画で定めるところにより、町の区域に係る次に掲げる国民保護措置を実施する。

- ア 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- イ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ウ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対応に関する措置
- エ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- オ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

町の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、町国民保護計画で定めるところにより、町長の所轄の下にその所掌事務に係る国民保護措置を実施する。

(3) 町が実施する緊急対処保護措置

町長は、緊急処理事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、町国民保護計画で定めるところにより、町の区域に係る緊急対処保護措置を実施する。

町の委員会及び委員は、緊急処理事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、町国民保護計画で定めるところにより、町長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施する。

2 町国民保護計画の趣旨

(1) 町国民保護計画の目的

町国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、武力攻撃及び緊急処理事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、町全体として万全の態勢を整備し、もって国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(2) 町国民保護計画の位置付け

町国民保護計画は、国民保護法第35条及び第182条第2項の規定に基づき、町が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の基本となるもので、同法第35条第2項各号及び第182条第2項に掲げる次の事項について定める。

町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

町が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項
 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 前各号に掲げるもののほか、町の区域に係る国民保護措置に関し町長が必要と認める事項及び緊急対処
 保護措置の実施に関し必要な事項

3 町国民保護計画の構成及び作成上の留意事項

(1) 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、次の各編により構成する。

編	内 容
本 編	第1編 総論 第2編 平素からの備えや予防 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4編 復旧等 第5編 緊急対処事態への対処
資 料 編	

(2) 町国民保護計画の作成上の留意事項

町国民保護計画の本編は、主に町が実施する国民保護措置の全体像を示すものとする。

また、関係機関の連絡先などデータとして整理する項目その他の資料、各種様式等については、資料編を作成する

なお、この計画で定める町が実施する国民保護措置の具体的な運用に当たっては、別途マニュアルを作成する。

4 町国民保護計画の見直しと変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会へ諮問のうえ、知事に協議し、町議会へ報告し、公表するなど、計画作成時と同様の手続等により行う。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり国民保護措置に関する基本方針及びその他の留意事項として定める。

1 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正

な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。この場合において、町は、個人情報の保護に留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。その要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、町は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 白鷹町地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等への対処については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置の実施に際しては、白鷹町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

2 その他の留意事項

外国人への国民保護措置の適用については、日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

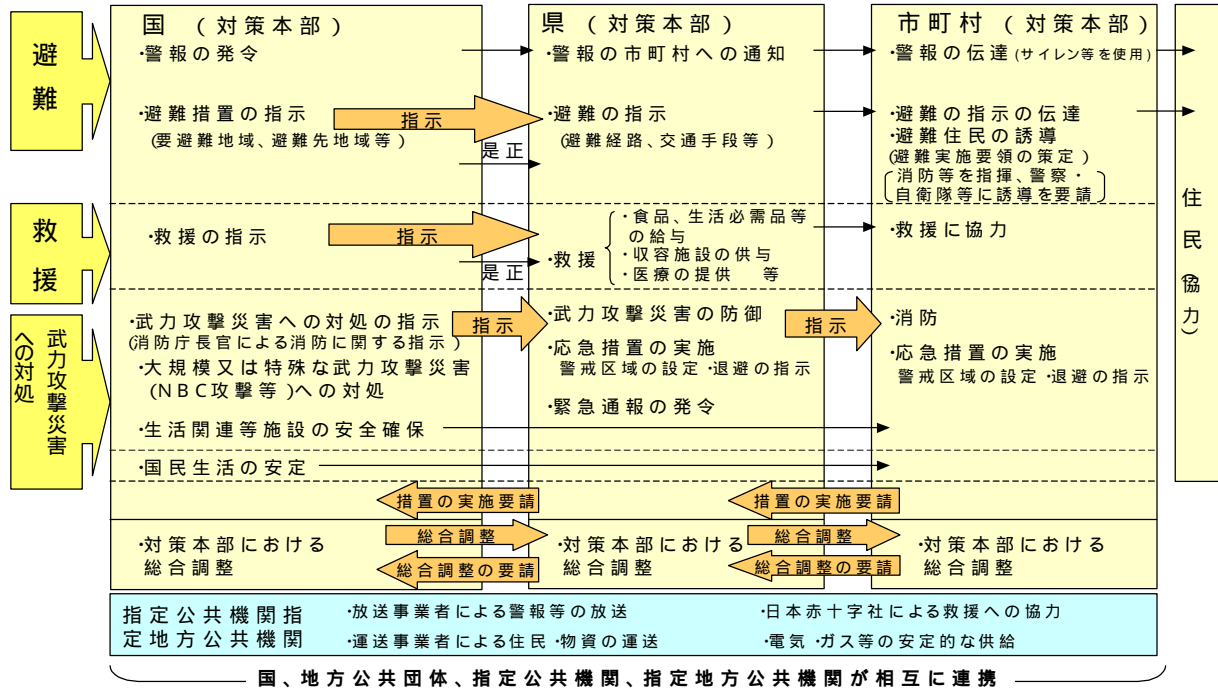
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施にあたり関係機関（国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関）と円滑に連携するため、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 町及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である町及び関係機関（国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関）の役割の概要は、次のとおりである。

町 及 び 関 係 機 関 の 役 割 の 概 要



2 町の事務

国民保護措置に関し、町は、次の事務を処理する。

- (1) 町国民保護計画の作成
- (2) 町国民保護協議会の設置、運営
- (3) 町国民保護対策本部及び町緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 関係機関の連絡先等の把握

町は、国民保護措置に係る関係機関等の連絡先（担当部署、連絡方法等）について、平素から把握する。

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴について定める。

1 地形

白鷹町は山形県南部米沢盆地の北端に位置し、中央部を南北に貫流する日本三大急流のひとつ最上川をはさみ、西は朝日連峰、東は白鷹丘陵により盆地が形成されており、山並みと河川が美しい景観を生み出している緑豊かな町です。

南東は南陽市、南西は長井市、北西は朝日町、北東は山辺町に接しており、北緯 $38^{\circ}07' \sim 38^{\circ}17'$ 、東経 $140^{\circ}00' \sim 140^{\circ}10'$ に位置し、三方を山に囲まれたひし形に近い形状となっています。

総面積は 157.74 km^2 で、その内約65%を森林が占め、東西に約 17 km 、南北に約 16 km 、周囲延長 62.2 km であり、県全体面積の1.7%となっています。

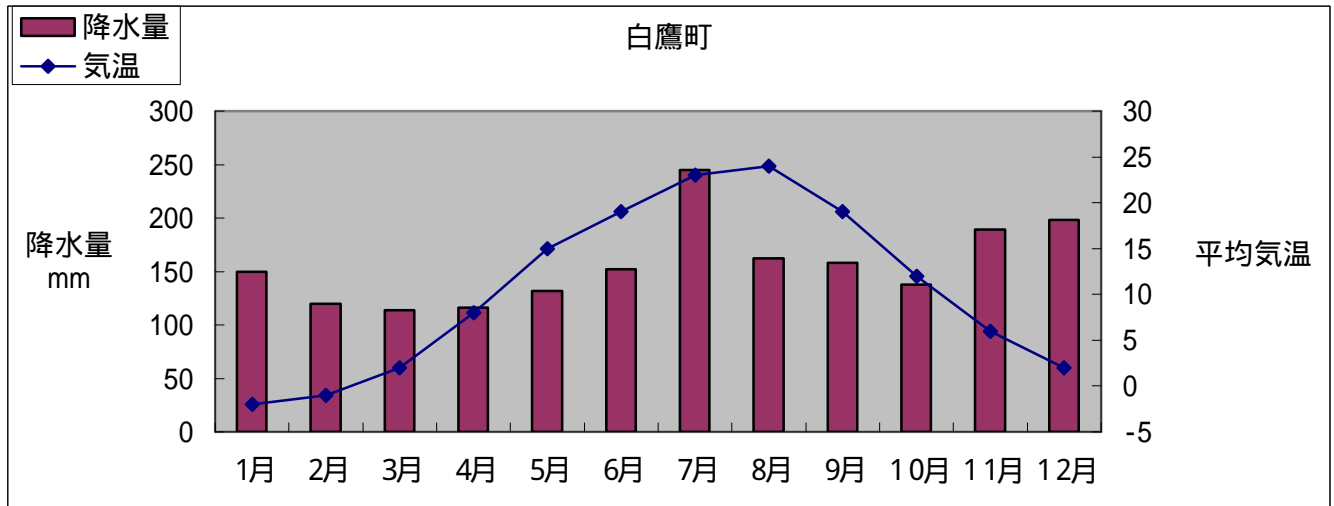
また、本県と隣接する他県との境界には、大規模な山脈、山岳地帯が存在しているため、武力攻撃事態等において県境を越える避難が必要な場合には、避難路が制限される可能性がある。



図1 1 概略地形図

2 気候

気候は盆地特有の内陸性気候であり、平成10年度のデータでは年間平均気温で11.2、最高気温34.3、最低気温-11.0、年間降水量1,610mmとなっています。降雪量は平坦地と山間部での差が大きく、多いところでは150cmをこえる地域もあります。とりわけ冬季は積雪に見舞われることから、避難が必要な場合には避難路が制限される可能性があるため、これらの諸条件を考慮した避難誘導の在り方を検討する必要があります。

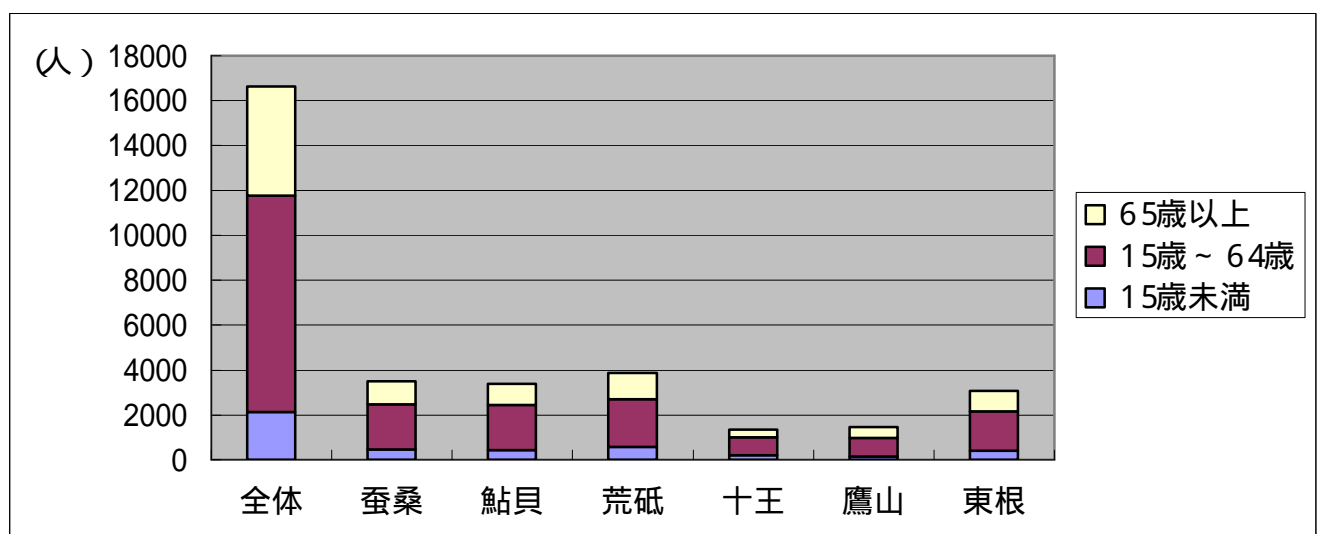


月別平均気温及び降水量（平均値）

3 人口分布

本町の人口は、平成18年7月1日現在、16,620人（男8,119人、女8,501人）である。大きくは、最上川をはさんで川東地区（9,731人）、川西地区（6,889人）に分けられる。

年齢別に見ると、15歳未満が人口に占める割合は12.9%、15～64歳の人口は57.81%、65歳以上の人口は29.3%となっている。65歳以上の全国平均は19.5%（平成16年）であり、本町は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している。今後、少子・高齢社会の深度化が予想され、より一層の高齢者、障害者等への配慮が必要となり、高齢者等の災害時要援護者の避難誘導の在り方を検討する必要があります。



町内地区別の年齢別人口

4 道路の位置等

町の道路実延長は、462 kmであり、うち国道は24 km（構成比5.2%）、県道45 km（同9.7%）、町道393 km（同85.1%）となっている。（平成18年4月1日現在）

道路網に関しては、県都山形市までを結ぶ国道348号（山形市まで約30 km）、置賜の中核都市である米沢市（米沢市まで35 km）及び山形空港（山形空港まで40 km）までを結ぶ国道287号が中心となっている。加えて、主要地方道、一般県道がこれらを補完している状況にある。町道に関しては、改良率が61.8%、舗装率が53.1%であり、まだまだ整備が必要な状況にある。

このことから、武力攻撃事態等における避難路として、既存道路網を有効に活用するため体制や仕組みの整備に留意する必要がある。

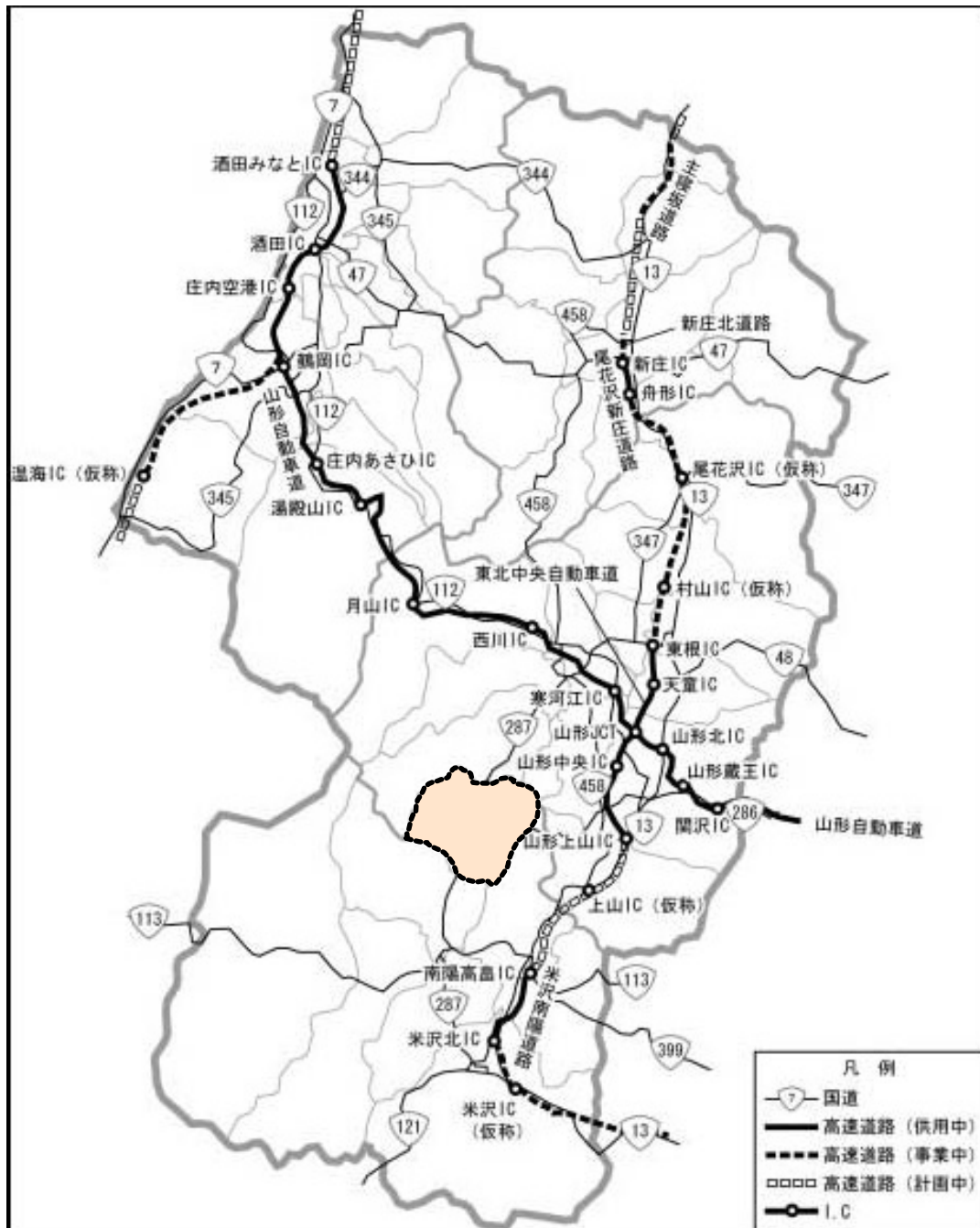


図1 4 主な道路網（高速道路、国道）

5 鉄道、港湾及び空港の位置等

県内に路線を保有する鉄道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）及び山形鉄道株式会社である。このうち、JR東日本は、福島市から米沢市、上山市、山形市、天童市、新庄市を經由し、県内の内陸を南北に横断して青森県まで至る奥羽本線、新潟県新潟市新津から鶴岡市、酒田市を經由し、県内の日本海沿いを南北に縦断して秋田市まで至る羽越本線、仙台市と山形市を結ぶ仙山線、新庄市から戸沢村を經由し庄内町余目へ至る陸羽西線、宮城県小牛田町から宮城県鳴子町を經由して新庄市へ至る陸羽東線、山形市から寒河江市を經由し大江町に至る左沢線、米沢市から長井市、小国町を經由して新潟県荒川町へ至る米坂線の7路線がある。このうち、奥羽本線の福島 - 新庄間はミニ新幹線化され、山形新幹線として東北新幹線に接続している。そのため、当該区間は他路線との乗り入れができない構造である。山形鉄道株式会社は南陽市赤湯から長井市を經由し白鷹町へ至る1路線を運行している。鉄道網は、県土の広さに比して路線網は限られており、人口集積地である内陸の南北軸や庄内地方の海沿いが鉄道網の主なカバー圏域となっている（図1 - 5）。

港湾は、国際定期航路を有し、本県の海の玄関口となる重要港湾酒田港のほか、日本海沿岸に地方港湾として加茂港、鼠ヶ関港の二つが点在し、合計3つの港湾を抱える。酒田港は最上川の河口を利用すると同時に海岸線を人工的に埋め立てて造られており、50,000トン級の船舶が接岸可能（水深-13m）であるほか、一部に耐震強化岸壁が備えられている。加茂港及び鼠ヶ関港は地形を利用した天然港であり、1,000トン級の船舶が接岸（水深-4.5m ~ -5m）できる。

空港は、東根市に第二種B空港として山形空港が設置されており、2,000m滑走路一本を有し、札幌・東京・名古屋・大阪と定期航空路で結ばれている。また、第三種空港として庄内空港が酒田市に設置されており、2,000m滑走路一本を有して札幌・東京・大阪と定期航空路によって結ばれている。

このことから、避難時の輸送手段としては、現状の道路網を基本に鉄道網を有効活用することが考えられるが、その他、道路網の整備が遅れている地域ではヘリコプターや船舶等による輸送手段の確保等も検討する必要がある。



図1 5 鉄道路線及び港湾・空港位置図

6 自衛隊施設等

県内の自衛隊施設としては、東根市に陸上自衛隊神町駐屯地があり、第6師団司令部をはじめとした部隊が置かれている（図1-6）。

武力攻撃事態等においては、自衛隊施設は敵の侵害排除のため部隊移動等が必要となることから、施設周辺では住民の避難路との競合に配慮する必要がある。



図1-6 自衛隊施設位置図

7 その他、観光客

町内には、置賜さくら回廊、鮎まつり等のイベントがあり、県内外から多くの観光客が訪れている。

これら観光地等においては、地理に不案内な観光客等を避難させる必要が生じるため、平素より、観光客等を含めた当該施設滞在者に配慮した対処や連携体制の整備が必要である。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の種類

県国民保護計画では、基本方針を踏まえ、武力攻撃事態について次表に掲げる4種類を対象とする事態として想定するものとし、それぞれの事態の特徴及び留意点については、次のとおり示されている。

事態類型	想 定
1 着上陸侵攻	<p>(1) 事態の概要 侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻する事態をいう。</p> <p>(2) 特徴 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>(3) 留意点 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>(1) 事態の概要 ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。</p> <p>(2) 特徴 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p>

	<p>(3) 留意点 ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p>	<p>(1) 事態の概要 弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃をいい、大量破壊兵器（核、生物、化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。</p> <p>(2) 特徴 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>(3) 留意点 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
<p>4 航空攻撃</p>	<p>(1) 事態の概要 重要施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <p>(2) 特徴 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>(3) 留意点 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

(2) NBC攻撃の場合の対応

特殊な対応が必要であるNBC攻撃において想定される被害及び留意点は、次のとおりである。

種 別	対 応
1 核兵器等	<p>核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち及びは、爆心地周辺において被害をもたらすが、の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>ダートィボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対応が必要となる。</p>
2 生物兵器	<p>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤が否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p>
3 化学兵器	<p>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

2 緊急処理事態

県国民保護計画では、基本方針を踏まえ、緊急対処について、それぞれの事態例及び被害の概要については、次表に掲げる4事態例を対象とする事態として想定するものとし次のとおり示されている。

事態例	想 定
1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム破壊 <p>(2) 被害の概要</p> <p>原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。</p> <p>石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合主な被害 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>ダムが破壊された場合の主な被害 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p>
2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆 <p>(2) 被害の概要</p> <p>大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>
3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダートボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地对する毒素等の混入 <p>(2) 被害の概要</p> <p>武力攻撃事態におけるNBC攻撃の場合と同様の被害である。</p>
4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 <p>(2) 被害の概要</p> <p>主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p>攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</p> <p>爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p>

3 本町において特に留意すべき事項

県国民保護計画においては、本県において特に留意すべき事項は次のとおり示されている。

想定される武力攻撃事態及び緊急処理事態において、本県の地理的、社会的特徴を踏まえた場合、日本海沿岸に海岸線を有することから、地形的には着上陸侵攻が可能と思われる地域が存在する。また、原子力関連施設は存在しないものの、石油コンビナート施設をはじめとした危険物施設や鉄道、ダム等があり、これらの施

設に対する特殊部隊やゲリラによる攻撃が想定され、また、都市部に対する弾道ミサイル攻撃も想定される。緊急対処事態においては、特殊部隊やゲリラによる攻撃と同様の事態が想定される。

一方、基本指針においては、「我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終了後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている」とされている。

そこで、以上の情勢を踏まえ、本町における留意すべき事項としては、着上陸侵攻やこれと連携した航空攻撃の可能性はまったくないものとはいえないが、当面は、特殊部隊やゲリラによる攻撃や市街部を対象とした弾道ミサイル攻撃が想定され、また、緊急対処事態においては、市街部における各種テロ等も想定されることから、これらの事態に対する対処を的確かつ迅速に行うことが重要となる。

なお、町における事態の想定については、国、県からの情報等を踏まえ、関係機関と連携しながら、今後とも研究を行っていく。

